

社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会 令和5年度 事業計画

【 基本方針 】

新型コロナ禍による地域社会への影響は非常に大きく、これまで少しずつ繋ぎ続けてきた住民同士の想いや絆を簡単に引き裂きました。一時は地域活動を停止せざるを得ない状況となり、高齢者の引きこもりによるADLや認知機能の低下も問題となりました。しかし、政府による感染症類型の変更に向けた検討やワクチン接種の推進などにより、地域活動や住民活動が徐々に回復しつつあります。中止や延期が続いている居場所の取り組みや福祉イベント等の活動も再開してきており、また介護サービスについても小規模のコロナ感染等はあるものの、安定したサービス提供ができるようになってきました。

令和5年度には、介護サービスの質と安全を確保するために安定した職員体制の確立が急務となっています。またそれは現在の介護事業所職員のオーバーワーク状態を解消するためにも急務であり、そのためには新規職員の採用と職場環境の向上を法人全体で取り組んでいく必要があります。

法人全体としては、本会が地域福祉を推進する核の団体であることを職員自身が自覚し連携を深めることが必須となり、その上で地域課題の共有と解決に向けた新たなまちづくりに取り組まなければなりません。年齢や性別、障害の有無などに関係なく地域に暮らす誰もがいきいきと暮らせるように、住民をはじめ分野を超えた多様な関係機関・関係者が協働してまちづくりに取り組める機会や仕組みを作ることが重要であり、それに向けてしっかりと取り組みます。

【 重点事業 】

1. 介護サービス事業所の人材確保と雇用継続の取り組み
2. スマートフォンアプリを活用した“みまもりあい活動”的啓発と周知
3. 役職員の連携を深め、社協事業の在り方を再検討する。
4. 地域福祉の啓発につながる社会福祉大会等イベントの実施

【事業活動計画】

1. 社会福祉協議会組織の強化に向けた取り組み

- ①安定的にサービスの提供や業務の実施を行える人員体制の確保を行うため、新たな職員の雇用と働き続けたい職場づくりを行う。
 - ◇必要に応じて紹介業者や派遣業者等の活用を行うことで、人員の確保に取り組む。
 - ◇業務のICT化の導入による働き方改革を推進する。
 - ◇職場環境向上委員会において働き続けたい職場像を継続的に検討し、ボトムアップでの提案を行う。
- ②社協活動を継続的に実施するため、経営の健全化に向けた取り組みを行う。
 - ◇財務関係書類等の透明化と簡略化を図り、役職員の経営状況の理解を促進する。
 - ◇経営方針の整備を行い、経営の安定化を図る。
- ③社協組織の基盤強化と自主財源の確保を図るため、年間を通じた会員の加入促進に努める。
 - ◇会員募集及び会費納入に関する説明方法や配布文書等の充実
 - ◇特別会員、賛助会員の加入促進を目指して広報啓発に努める。
- ④職員が地域住民やサービス利用者の抱える生活課題や福祉的ニーズの積極的な掘り起こしを行い、課題解決に向けた取り組みを住民や関係者と共に検討し、新たな住民活動や在宅福祉サービスの開発、既存サービスの見直しなどを推進する。
 - ◇地域での福祉懇談会や勉強会などの開催に向けた案内
- ⑤介護保険サービス及び障害福祉サービスの提供を行う住民に選ばれる事業所として利用者の増加に努め、安定した経営に向けて取り組む。
 - ◇介護保険制度改革について十分研究し、改正内容に遵守する体制整備を進める。
 - ◇今後も継続開設を行える職員体制の充実と確保に向けた取り組みの実施
- ⑥感染症や災害等への対応を強化し、介護サービスの提供等、業務を続けることができる事業所の体制づくりを行う。
 - ◇法人全体または部署ごとの事業継続計画（BCP）の作成
 - ◇利用者やその家族、そして職員とその家族の安全を守るために研修等教育の実施

2. 各専門委員会の事業の推進

①企画広報委員会

- ◇「社協だより」の発行（年間4回発行） ◇社会福祉大会の開催
- ◇社協ガイドブック改訂版を活用した啓発活動の実施 ◇ホームページの充実
- ◇社協会員制度と会費募集に関する積極的な検討
- ◇その他、新たな地域福祉事業の検討・企画を行う。

②老人・障害委員会

(1)高齢者福祉

- ◇ひとり暮らし高齢者社会見学の開催 ◇高齢者世帯交流会の開催
- ◇終い支度セミナー（終活講座）及び個別相談会の開催
- ◇独居高齢者対象の生活支援講座（料理教室）の開催と新たな内容の検討
- ◇各種高齢者関係団体との連携、催しへの支援 ◇その他、高齢者福祉活動の推進

(2)障害児（者）福祉

- ◇ハンディーズプラザの開催と新たな内容の検討 ◇各種当事者団体への支援
- ◇町内障害関係事業所との意見交換など具体的な連携活動の実施
- ◇当事者性に応じた情報提供やサービスの検討 ◇その他障害児（者）福祉の推進と啓発

③母（父）子・児童委員会

(1)一人親世帯福祉

- ◇一人親世帯親子交流会の実施 ◇一人親世帯新入学児童への祝い金の贈呈
- ◇母子寡婦会事業への支援・協力 ◇その他、一人親世帯への支援活動の検討と実施

(2)児童福祉

- ◇子育てサロン活動への支援 ◇子育て支援活動の広報周知
- ◇子育てサロン支援者の育成 ◇その他、児童福祉活動の検討と推進

3. みまもりあいプロジェクト啓発事業の実施

近年、高齢者や子ども等が行方不明となる事案が増加傾向にあり、地域でのみまもりが重要な役割を担ってきている。そこで、スマートフォンアプリを活用した検索態勢の強化について、町や民間社会福祉法人、企業、高校等と連携し啓発活動に取り組む。

①地域住民や関係機関、企業等に向けた啓発活動の充実

- ◇高校生と協力し作成した啓発パンフレットの活用 ◇各種広報媒体への情報提供の実施
- ◇教育機関や企業等の参画・協賛の呼びかけ

②スマートフォンアプリのデモや研修の実施

- ◇かくれんぼ企画の小学校区ごとの開催 ◇各関係機関へ出向いてのアプリの啓発講座

③実際の運用に向けた取り組み

- ◇認知症家族や育児家庭が実際に検索を行う際の声掛けや助言

4. 久御山絆見守りネットワーク事業の推進

①関係者・関係機関と多様に連携するネットワークを広げ、地域からの連絡や相談を受けたときに横断的に協働し支援につなぐことで、福祉課題への早期対応・早期解決を図る。

- ◇地域住民に寄り添って課題に取り組むため、小学校区ごとの地区担当職員制の検討
- ◇介護・福祉事業者が連携・協力・協働するため、会議や研修、啓発活動等を継続的に開催
- ◇ネットワークの充実に向けた管外研修等研修機会の提供

②地域住民が主体的に見守り・支えあう活動を進めるための研修会の開催

③見守り協力事業所、お店情報紙協力事業所等の情報発信や登録推進及び連携強化

- ④障害者世帯や生活困窮世帯等、世代や対象を問わない見守り体制の充実
- ⑤地域見守り週間を設定し、啓発することで見守り活動の取り組み強化を図る。
- ⑥見守り情報紙「やさしさの風」の内容充実と配布先の拡大
- ⑦高齢者世帯等実態調査結果を活用し、民生委員や地域包括と連携した訪問活動の実施
 - ◇訪問先との継続的な支援の実施
- ⑧LINEアプリの活用など、多様な見守り方法の啓発と利用促進に向けた支援
- ⑨潜在的な地域課題を把握し相談・支援につなげていくための職員のアウトリーチを促進
 - ◇小学校区ごとに定期的な相談窓口を設置と職員の配置を検討する。

5. 生活支援体制整備事業の受託

- ①事業実施体制の整備
 - ◇生活支援コーディネーターの設置 ◇町が実施する協議体への参画
 - ◇先進地域への視察の実施
- ②事業の理解促進に向けた取り組み
 - ◇各種専門職向けの勉強会の実施
- ③各種関係機関との連携・協働体制の確立
 - ◇福祉・介護および異業種との連携 ◇各種懇談会や座談会の実施
 - ◇他地域の生活支援コーディネーターとの情報共有と連携
 - ◇久御山高校生徒や大学生等と地域をつなぎ、一緒に地域福祉を考える場の設置
- ④地域活動推進に向けた各種研修会等の開催
 - ◇地域住民や専門職へ向けた研修会等の開催
 - ◇住民主体と住民活動をテーマとした校区や地域での懇談会の開催
- ⑤新たな地域活動創造の支援
 - ◇地域住民や福祉専門職を対象としたニーズの聞き取り等の実施
 - ◇住民が主体となって実施する新たな地域活動の創造と伴走支援
- ⑥地域福祉活動実践者である「まちのお助け隊養成講座」の開催
 - ◇地域活動を学ぶことのできる連続講座の開催 ◇修了者のフォローアップの実施

6. ボランティア活動の振興

- ①ボランティアバンク運営委員会の開催
 - ◇ボランティアバンク運営委員会の定期的な開催
 - ◇広報部会での啓発活動の推進 ◇地域福祉部会での新たな活動の推進及び検討
- ②ボランティア活動の基盤整備
 - ◇ボランティニアーズの把握及び需給調整 ◇ボランティア登録台帳の作成
 - ◇ボランティア登録者及び団体の育成
- ③ボランティア活動助成の実施

- ◇ボランティア基金を活用したグループ等への活動助成の実施
- ◇ボランティア保険加入の一部助成 ◇民間活動助成事業の情報提供
- ④ボランティア活動の啓発
 - ◇活動者の増加や情報提供を目的とした広報活動の実施
 - ◇ボランティア情報紙の発行（年3回） ◇ホームページ、SNS等の積極的な活用
- ⑤各種ボランティア講座の開催と他団体が実施する講座への協力
 - ◇地域住民にボランティアの理解を広げる講座の開催
 - ◇年代や地域、福祉課題ごとのニーズに合わせた講座の開催
 - ◇各関係団体が行うボランティア講座、講習会等への協力
- ⑥地域福祉と密接に関わる新たなボランティア活動の検討と推進
 - ◇各種調査結果から見える住民のニーズに則したボランティア活動や支援者の養成
 - ◇当事者の安心できる暮らしを支える新たなボランティア活動の創造
- ⑦ボランティア団体同士の共通理解や連携を図るための場の設定
 - ◇ボランティアグループ代表者会議の開催
 - ◇近隣地域の社会福祉協議会と連携した広域のボランティア交流事業の実施

7. 共同募金等運動の推進

- ①募金活動・配分事業の透明性の確保と意見集約を行う委員会の開催
 - ◇共同募金運営委員会の開催 ◇共同募金審査委員会の開催
- ②募金活動の充実と目標額達成の取り組み
 - ◇各種広報媒体での募金活動や配分事業などの啓発活動の実施
 - ◇街頭啓発活動の実施 ◇新たな募金協力先の検討と依頼の実施
- ③配分金の地域福祉活動への有効的な活用
 - ◇審査委員会での配分先・配分内容の具体的な検討と実施
 - ◇配分事業を行うための関係団体等との連携と協働
- ④草の根の福祉活動の推進に向けた支援活動
 - ◇公募型助成制度の実施 ◇公募型助成制度の啓発

8. 青少年・一般住民の福祉教育活動の推進

- ①児童・生徒への福祉教育活動
 - ◇福祉推進校の取り組む福祉教育への人的・金銭的支援
 - ◇青少年のボランティア活動の振興 ◇その他、教育委員会や各種機関との連携
- ②生涯学習としての福祉教育活動
 - ◇地域住民が福祉に触れることのできる機会の提供
 - ◇研修会などを通じて福祉理解を深める取り組みの実施

9. 住民参加の地域福祉推進事業

①町内福祉関係者のネットワークの推進

- ◇ふれあい福祉まつりの実施 ◇各関係団体との連携会議の実施
- ◇その他、さまざまな団体とのネットワークを強化する取り組みの実施

②小地域ネットワーク活動による地域生活支援活動の充実と拡大

- ◇地域福祉会同士の連携を深める支部長会議と各種勉強会の開催
- ◇地域福祉会未設置自治会への福祉協力員制度の啓発と設置要請
- ◇地域での福祉に関する勉強会や説明会の開催依頼
- ◇いきいきサロン事業・ふれあいサロン事業の推進及び支援
- ◇いきいきサロン事業未実施地域への開催の啓発
- ◇誰でもサロン活動の啓発と各サロンをつなぎ意見交換を行うための交流会の開催

③地域福祉活動の推進に向けた研修機会の充実

- ◇活動者の交流や資質向上に向けた研修会の実施

④福祉当事者の居場所づくり事業の推進

(1)ほっとハウス「チ工さん」を活用した居場所づくり活動の推進

- ◇町内福祉関係団体等への貸館事業の実施 ◇登録団体連携会議の開催
- ◇各種法令に沿った物件の管理・運営

(2)さまざまなニーズに基づく居場所や活躍場所づくり

- ◇ニーズに応じた各種活動への支援の実施

(3)新たな形でのふれあい福祉まつりの実施

- ◇参画団体主体の実施検討会議の開催 ◇運営への住民や関係者の関わり強化

10. 認知症総合支援事業の実施

①キャラバンメイトのフォローアップと育成

- ◇資質の向上を図るための研修会や勉強会の開催
- ◇京都府等が主催するキャラバンメイト養成研修の啓発と参加促進

②認知症の人の見守り体制の充実

- ◇認知症サポーター養成講座の実施 ◇地域全体での認知症見守り訓練の実施

③啓発事業の実施

(1)認知症カフェの開設

- ◇当事者型カフェの開設と運営 ◇ボランティアによる認知症予防カフェの運営支援
- ◇各関係機関との連携と協力体制の充実

(2)認知症関連講座の開催

- ◇地域や企業対象の講座の開催 ◇専門職等を対象とした学びの機会の設定

④認知症介護家族への支援

- ◇介護家族同士の交流機会の検討と実施

⑥認知症施策が先進的な地域への視察の実施

◇先進地視察の実施 ◇継続的な交流を行える関係づくり

11. 福祉サービス利用援助事業の実施・運営

①広報・相談体制の充実

◇事業を広く知っていただくための広報活動の充実
◇権利擁護に関する住民からの相談受付体制の充実
◇地域のサロン等での相談会など、アウトリーチの徹底
◇権利擁護事業に関する相談窓口の恒常的な開設

②生活支援員の確保と充実

◇本事業の現業員である生活支援員の増員を図る。
◇生活支援員の研修を実施し、資質向上を図る。

③判断に不安のある人の権利を守る支援の実施

◇専門員及び生活支援員の必要に応じた派遣 ◇契約行為や支払い行為などへの助言協力
◇支援に必要な預金通帳や印鑑、公的書類などの預かり支援

④成年後見制度への円滑なつなぎの実施

◇成年後見制度に関する相談窓口の開設
◇成年後見制度の啓発として、生活支援員や住民に向けた研修会を実施する。

⑤関係機関との連携

◇京都府社会福祉協議会（きょうと高齢者・障害者生活支援センター）との連携
◇成年後見制度への円滑な移行ができる体制づくりのため、弁護士や司法書士、社会福祉士との連携を図る。
◇近隣社協と協働の地域生活支援センター研修（山城北中部広域社協合同講座）を実施

12. ささえ愛サービス（住民参加型在宅福祉活動事業）の推進

①家事援助・身体介助サービスの実施

◇調理や洗濯、掃除、草引き、通院介助、ゴミ出しなど

②移送サービスの実施

◇通院や福祉施設利用などの際の車いす用自動車による移送

※車いすユーザーの方で、公共交通機関の利用が困難な人が対象

③広報周知活動の実施

◇ハート会員（協力会員）の増員と利用会員へのサービスの周知を図る

◇まちのお助け隊活動との連携をする

④ハート会員の資質向上を目指した研修機会の提供

◇安全確保や当事者理解のための研修会の開催 ◇ハート会員意見懇談会の開催
◇その他、研修や交流の機会の確保

⑤当事者のニーズに対応できる活動内容の拡充

◇介護サービスやシルバーハウス活動との共存に向けた検討

13. 買い物送迎サービスの継続的な運行と拡充

令和4年度までは月に1回、公共交通機関での買い物が難しい高齢者をイオンモール久御山へ送迎しており好評を得ているが、運行回数や便数の増加を希望される声があり、月に複数回の運行を行うべく検討をしてきた。今年度中には運転者をボランティアでの運転から臨時職員化や外部委託への変更を行うことで、月2回運行への拡充を行う。

- ①買い物送迎サービスの継続的な運行と月2回運行への拡充の実施
- ②ボランティア運転手の臨時職員化、または外部委託職員の活用
- ③現地協力ボランティアの募集と養成

14. 相談・貸付事業

①低所得世帯等への各種貸付事業の実施

- (1)社協貸付基金の相談及び貸付
- (2)生活福祉資金貸付事業の受託
 - ◇生活福祉資金の相談や申請受付
 - ◇総合支援資金、不動産担保型生活資金の貸付業務
 - ◇償還指導を入り口とした継続的な生活支援相談の実施
- (3)新型コロナウイルス特例貸付借入への支援
 - ◇償還猶予や免除に関する相談支援
 - ◇生活復旧に向けた相談の受付
- (4)生活福祉資金調査委員会の実施
 - ◇各種貸付申請の確認と意見集約
 - ◇償還猶予や免除に関する検討
 - ◇社協貸付基金長期滞納債権の不能欠損処理

②相談窓口の充実と広報周知

- (1)福祉や暮らしに関する総合的な相談窓口の設置
 - ◇心配ごと相談所の開設（毎月第2・4木曜）
 - ◇貸付利用者の生活相談の受付
 - ◇その他、各種相談窓口の設置
- (2)専門職による相談窓口の開設
 - ◇弁護士無料法律相談所の開設（年12回）
 - ◇司法書士無料相談所の開設（年6回）
- (3)各種広報紙の活用による相談窓口の啓発

15. 災害に向けての地域のネットワークづくり

①災害ボランティアセンター運営委員会の定期的な開催

◇平常時における訓練等の企画運営

◇さまざまな機関との連携体制の確立

②災害ボランティア事前登録制度の推進

③災害時に向けた備品等の整備、備蓄

- ◇災害対応備品倉庫の設置
- ◇災害ボランティア活動備品の整備
- ◇食料、飲料の備蓄
- ◇備蓄品の定期的な確認

④災害ボランティアセンターの認知度向上に関する啓発

- ◇町内防災訓練での啓発ブースの設置
- ◇各種広報紙やチラシ等を活用した啓発
- ◇学生を対象としたセンター啓発活動の実施
- ◇その他、防災関係イベント等への参画

16. 研修

①役職員及び各種委員会委員を対象とした研修の実施

②法人内の研修委員会設置と継続的な職員研修の実施

- ◇職員の経験に応じた資質向上研修の検討と実施、派遣
- ◇職員全体を対象とした研修の定期開催

③ZOOM等、インターネットを活用した研修会の実施

17. 社協職員体制の整備

①各職域における適正な職員配置

- ◇地域住民やサービス利用者に不利益にならない職員の質と量の確保
- ◇有資格者及び専門性をもった職員の確保
- ◇処遇改善加算の積極的な取得

②円滑な法人運営のための業務体制と内容の確立

- ◇事業部門ごとにそれが責任をもって予算・実績管理を行う体制の確立
- ◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法の徹底
- ◇法律や条例等を遵守する職業倫理の醸成

③研修等による職員の資質向上

- ◇当事者の想いや願いに寄り添い、真摯に対応ができる職員の育成と指導
- ◇資格取得などに向けた研修の機会と助成制度の実施
- ◇福祉人材育成認証制度の認証事業所として育成計画やキャリアパス制度に基づいた研修の機会を作り、資格取得のための支援を行う。
- ◇新人育成のためのOJTマニュアルの整備

18. デイサービス事業の推進

①通所介護事業の推進（介護保険事業）

- ◇居宅サービス事業者として通所介護及び総合事業介護を実施し、事業の充実を図る。
- ◇入浴をはじめ、サービス利用時間内における安全な介助と安定した運営及び経営を目指す。
- ◇介護保険事業・受託事業について、見学やおためし利用等の随時受け入れ、登録利用者の振替利用やキャンセル登録を積極的に実施することで、利用者の増加及び確保を図る。

②身体障害者デイサービス事業の推進（町受託事業）

- ◇町からの委託事業として、身体障害者へのサービス提供を行い、事業内容の充実を図る。
- ◇身体障害者のデイサービス利用についての受け入れを行う。
- ◇身体障害者が他者との交流ができる居場所づくりを目的とした開放型教室を開催する。

③年間行事の企画検討

(1)行事について

- ◇利用者に季節を感じていただける行事を職員全体で企画し、実施する。
※お正月、節分、ひな祭り、お花見ドライブ、七夕、デイまつり、紅葉ドライブ、クリスマス会など

(2)アクティビティーの取り組み

- ◇個々の利用者の趣味や希望を考慮しながら、また、季節に合わせた制作やゲーム等で身体機能維持ができる内容を取り入れる。

(3)ご家族との連携

- ◇デイサービス連絡ノートや送迎時の家族との情報交換などを行うことで、家族を含めた状況、事情にあわせたサービス提供に取り組む。

(4)地域との交流

- ◇デイまつりや児童などとの交流を行うことにより、地域に開かれたデイサービスセンターとして認識されるように取り組む。

(5)職員の研修

- ◇ZOOM等のネット環境を活かし、施設内外の研修に参加することで職員の資質向上や資格取得の支援を行う。

19. ホームヘルプ事業の推進

①居宅介護等事業の推進（介護保険事業）

- ◇居宅サービス事業者として、利用者のニーズに即応できるホームヘルプサービスの充実に努める。

②障害者ホームヘルプサービス事業の推進

- ◇障害者総合支援法の認可事業所として、障害(児)者へのホームヘルプサービスの提供を行い、利用者・家族のニーズに対応できるよう、事業内容の充実を図る。

③移動支援事業の推進

- ◇障がいのある人の外出支援のための事業の推進

④ゆったりケアサービス事業の実施

- ◇介護保険制度等のサービス対象とならない通院介助サービスを低額な実費負担によって実施

⑤ヘルパー資質向上のための研修の充実

- ◇利用者の自立を支えるホームヘルパーとして必要な資質の向上を図る。

⑥業務の安定化を目指した職員の確保

- ◇安定したサービス提供を継続実施するため、ホームヘルパー増員の取り組みを充実させる。

20. 居宅介護支援事業の推進

①ケアマネジメントの充実

- ◇利用者の「自立支援」と利用者及びその家族の「生活の質の向上」を理念とし、ケアマネジメントを行う。
- ◇利用者及びその家族からの「24時間365日」の連絡対応を引き続き実施する。
- ◇医療機関や地域包括支援センター、関係事業所との多職種連携を促進する。

②ケアマネジャーとしての資質向上

- ◇ケアマネジメントに関する外部の研修に計画的に参加する。
- ◇事業所内での事例検討会やケアマネジメントに関する勉強会、町内居宅介護支援事業所との共同での事例検討会を実施する。

③実習生の受け入れ

- ◇介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に協力する。

21. その他

①その他、本会において必要と認める地域福祉活動や介護サービスを状況に応じて企画、検討、実施する。